

重要

会員各位：規約および運営変更のご案内



平成19年1月吉日
荒井商事株式会社
ライオートオークショングループ

「車両代金決済」及び「建設機械出品要綱」に関する変更のご案内

拝啓 初春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、標題の件に御座います、「車両代金決済」に関する規約を、下記の通りに変更することと致しました。

また、「建設機械出品要綱」に関しても、運営変更とさせていただきますこととなりました。変更日および詳細は下記の通りとなりますが、何卒、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更&運営変更開始日

平成19年2月1日(木)

※小山会場におきましては、すでに「建設機械出品要綱」を下記内容にて導入させて頂いております。

規約変更

●ライオートオークション「規約」 第九章 車両代金等の決済 第35条(車両代金等の決済)においての「小切手」によるお支払いはお断りとさせていただきます。

【現在】

第35条(車両代金等の決済)

1. 落札者はライAAにおいて落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日を含めて7日以内にライAAに現金で支払わなければならないものとします。ただし、ライAAでの着金確認をもって決済とします。また、小切手による入金、現金化後の決済とします。

【変更後】

1. 落札者はライAAにおいて落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日を含めて7日以内にライAAに現金で支払わなければならないものとします。ただし、ライAAでの着金確認をもって決済とします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。

※車両代金決済に関しての会員様への御願

上記規約変更により、小切手による支払いはお断りさせていただきます。また、現金によるお支払いにつきましても、高額の場合お断りさせて頂くこともございますので、ご了承下さい。

運営変更

●建設機械および産業機械の出品に関して

建設機械・産業機械出品時、車体No. が確認できるもの全て

・【新車時(メーカー発行)譲渡証明書】又は【出品店様の譲渡証明書(販売証明書可)】の提出

さらに、建設機械:油圧ショベル・ブルドーザー・ホイローダー(3機種限定)に関しては

・新車時(メーカー発行)譲渡証明書が無い場合は

【出品店様の譲渡証明書(販売証明書可)】および【別紙「確認書」(盗難歴該当無し)】の提出

※建設機械の譲渡証明書は本来『社団法人 日本建設機械工業会制定用紙』に製造メーカー、または工業会が承認した指定販売会社が発行した物のみ为本物であり、この譲渡証明書をもって売買・譲渡することが正式です。安心して仕入・販売をする為に、可能な限り上記【譲渡証明書】を入手して下さい。

特に新しい車両(5年以内)については、残債(ローン中、リース中)が残っている場合がありますので、メーカー・弊社にご確認の上ご出品いただきますようお願い致します。(残債がある場合は、【譲渡証明書】は出ません)また、併せて建設機械を仕入れる際には、盗難車の確認を充分して頂きますようお願い申し上げます。

その他会員様への依頼事項

●自動車税に関して

移転(抹消)登録をされた場合、直ちに名義変更コピーを当該会場に郵送またはFAXにてお送り下さい。各県税事務所により還付申請締め日がまちまちですので、名義変更後のコピーが著しく遅れた場合、自税の返金が出来ない場合がございますので、皆様のご協力をお願い致します。

以上